

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  
日程第 4 同意第 1 号 副町長の選任について  
日程第 5 議案第 1 号 表彰について  
日程第 6 議案第 4 号 遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 5 号 遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 6 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 7 号 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 8 号 工事請負契約の締結について  
日程第 11 議案第 9 号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 12 議案第 2 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第 13 議案第 3 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について  
日程第 14 議案第 10 号 指定管理者の指定について  
日程第 15 議案第 11 号 指定管理者の指定について  
日程第 16 議案第 12 号 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）  
日程第 17 議案第 13 号 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第 18 議案第 14 号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第 19 議案第 15 号 平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第 20 議案第 16 号 平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第 21 請願第 1 号 「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書  
日程第 22 一般質問  
日程第 23 意見案第 1 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書  
日程第 24 意見案第 2 号 教職員の労働環境の是正を求める意見書
-

## 平成29年第8回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月12日（火）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 日程第 1          | 会議録署名議員の指名について                    |
| 日程第 2          | 会期の決定について                         |
| 日程第 3          | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                 |
| 日程第 4 同意第 1号   | 副町長の選任について                        |
| 日程第 5 議案第 1号   | 表彰について                            |
| 日程第 6 議案第 4号   | 遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正について             |
| 日程第 7 議案第 5号   | 遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正について           |
| 日程第 8 議案第 6号   | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について               |
| 日程第 9 議案第 7号   | 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について              |
| 日程第 10 議案第 8号  | 工事請負契約の締結について                     |
| 日程第 11 議案第 9号  | 工事請負契約の変更契約の締結について                |
| 日程第 12 議案第 2号  | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について       |
| 日程第 13 議案第 3号  | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 14 議案第 10号 | 指定管理者の指定について                      |
| 日程第 15 議案第 11号 | 指定管理者の指定について                      |
| 日程第 16 議案第 12号 | 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）            |
| 日程第 17 議案第 13号 | 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第 18 議案第 14号 | 平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）        |
| 日程第 19 議案第 15号 | 平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）          |
| 日程第 20 議案第 16号 | 平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）         |
| 日程第 21 請願第 1号  | 「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書           |
- 

#### ◎出席議員（16名）

《平成29年12月12日》

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

---

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聰君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	小野寺正彦君
子育て支援課長	小谷英充君	商工観光課長	菊地隆君
建設課長	金沢一彦君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	荒井正教君
丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教育部長	小野寺健君	総務課長	大貫雅英君
社会教育課長	堀嶋英俊君	図書館長	中島伸司君
監査委員事務局長	伯谷和昭君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
事務局係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成29年第8回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成29年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第22までとなっております。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、高橋議員、前島議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成29年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月7日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月15日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月13日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの4日間とすることに決定しました。

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

平成29年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

議案の御審議を願う前に、改めて遠軽町の理事者として所信の一端を述べさせていただきます。

私は、10月の町長選挙におきまして、「元気で愛情あふれるまちづくり」を訴え、多くの町民の皆様の温かい御支援をいただき、遠軽町長に就任をさせていただきました。

これまで2期8年間における町政運営に対し、町民並びに議会の皆様の御協力に感謝を申し上げますとともに、初心を忘れることなく、これまで積み重ねた経験を生かし、みずからが先頭に立ち、町民の皆様の御期待に応えられるよう、全身全霊、全力で町政運営に取り組む所存です。

これから、4年間にわたって町政の責を担うに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

私の考えるまちづくりの基本は、これまでと変わることなく、1点目に元気あふれるまちづくり、2点目に愛情あふれるまちづくり、3点目に未来につなぐまちづくり、4点目にみんなで創るまちづくり、5点目に自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくりです。この五つを柱として、まちづくりに情熱と経験を生かして取り組んでまいります。

1点目の元気あふれるまちづくりについては、地域ブランドの創造、基幹の第1次産業と観光によるまちづくりを実現していくために、基幹産業である農林業の振興を図ってまいります。

町民誰もが希望を持ち、元気で充実した暮らしを送るために、雇用と収入の確保につながる第1次産業の振興とあわせて交流人口の拡大を図り、その効果を商工業やサービス業、さらには建設業へと波及させ、地域経済の底上げを図ることが最重要と考えます。

しかしながら、政府は日欧EPAやTPPの早期発効など、自由貿易圏の拡大に向かおうとしており、国際間競争の激化による農林業への影響が懸念されておりますので、農林業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、関係機関と一丸となって国に強く働きかけてまいります。

また、安全で安心できる地域の農産物が遠軽ブランドとして広く認知されるよう、農作物栽培奨励事業や地場農産物を使用した愛食フェア、さらには6次産業化等の活動に対する支援を通じて、地域ブランドの育成に取り組んでまいります。

さらに、農業者の高齢化と後継者不足が進み、担い手の確保が喫緊の課題となる中、新たに立ち上げた遠軽町農業担い手対策協議会（えんがある就農おたすけ隊）の活動を支援し、新規就農者の確保と定着促進に精力的に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策については、エゾシカによる農作物被害が引き続き問題となっていることから、侵入防止柵の整備や鳥獣捕獲報償金事業を継続するほか、捕獲員の確保及び有害鳥獣の捕獲に一定の成果を上げている狩猟免許の取得等に対する助成など、今後も獣友会を初め関係機関と連携し、より一層の成果を上げるための対策を講じてまいります。

林業の振興については、北海道家庭学校に植樹されている1964東京オリンピック遠軽町展示林を2020東京大会での活用について検討していくことを契機として、森林認証の取得や森づくりへの参加、地域ぐるみのおもてなしイベントの企画など、緑のレガシーとして環境や観光に活用し、本町のさらなる林業振興につなげてまいります。また、担い手対策として、関係機関が行う林業合同説明会等に支援することにより、魅力ある第1次産業の発信に努めてまいります。

観光については、遠軽IC道の駅の整備に伴い、関係機関と連携を図るとともに、オホーツクの玄関口として国内外に観光情報を発信し、流入人口の増加に努めてまいります。

また、昨年、町の花として制定されましたコスモスが咲き誇る太陽の丘えんがる公園「虹のひろば」については、いつも多くの町民の皆様に草取り作業に汗を流していただきしております、町民との協働のまちづくりの一つとして、とても大切な場所であります。

近年の天候不順や台風の影響が当たり前に起こり得ることを考慮し、土壤改良や排水対策など中長期的な対策を講じ、今まで以上に愛される公園を目指してまいります。

雇用の創出及び地域経済の発展に不可欠な企業振興の促進については、工場等の設備拡張を支援する遠軽町企業振興促進条例の適用期限が来年3月末となっていることから、現下の経済情勢を鑑み、期限を延長してまいります。

小売店舗等の近代化を支援する遠軽町商工業振興条例についても、適用期限を延長するとともに対象業種を拡大し、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

また、遠軽町中小企業融資条例に基づく運転資金及び設備資金の融資利子補給事業についても引き続き実施し、企業経営の安定化を図ってまいります。

特産品等開発支援事業については、地域ブランドを創造し、地域経済の活性化につなげ

る取り組みとして、より一層活用していただき、創意、工夫を重ねながらチャレンジし、商工業及び観光の振興が促進されるよう地域力を結集して、元気あふれるふるさと遠軽の発展を目指してまいります。

また、若年層の就業機会の拡大や人材の確保を図るために実施しております大型免許等の取得に対する助成についても、引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備については、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、単身高齢者から子育て世帯など幅広いニーズに対応した計画的な建てかえを進めるとともに、既存住宅の改修など長寿命化を図ってまいります。

町道及び河川については、日々のパトロールによる適切な維持管理に努め、老朽化が進む橋りょう等の大規模な構造物は定期的な点検を実施するとともに、計画的な整備を継続してまいります。

都市計画については、将来の町並みを見据えた計画に基づき、まちづくりのベースとなる都市施設の整備を進めてまいります。

水道事業については、水道水の安定供給に向けた事業を進め、白滝地域では新たな浄水場と配水池の整備に着手いたします。

下水道事業については、今後も衛生的な生活環境や雨水、浸水対策として管渠整備を進めていくとともに、施設の長寿命化を図ってまいります。

なお、下水道に接続できない地区については、個別排水処理事業により浄化槽を設置し、快適な生活環境の整備及び河川等の水質保全を推進してまいります。

これらにより、遠軽町全域の住環境及びインフラ整備の充実を図り、安全で安心な住まいよいまちづくりを計画的に進めてまいります。

2点目の愛情あふれるまちづくりについては、お年寄りや障がいをお持ちの方、子どもを産み育てる方など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

子育て支援については、平成27年度に子育て支援課を設置し、母子保健を除いた子育てに関する事務を集約したことにより、保護者の利便性を図ったところであります。

また、働く保護者の子育て支援策として、丸瀬布地域において児童クラブの開設、瞰望岩の下にある公設グラウンドに遊具2基の設置、虹のひろば等の遊具の更新など、引き続き子育て支援を強化し、子育てのしやすい、誰もが安心して暮らせる町にしてまいります。

老人福祉関係については、住みなれた地域で安心した生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現するとともに、高齢化が急速に進む中で、在宅で医療を受ける方向へと進んでいることから、高齢者が安心して生活できるために、小規模多機能型居宅介護施設や有料老人ホームの建設に対する支援をしてきたところでありますが、今後も高齢化に対応した施設の建設については、関係機関と協議しながら進めてまいります。

医師不足については、地方共通の課題であり、遠軽町だけで簡単に解決できるものでは

ありませんが、引き続き地方にも医師が来てくれるよう、遠軽地区地域医療対策連携会議等と連携し、制度改正を国、道に働きかけてまいります。

防災対策については、関係機関の協力のもと、総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施してきたところであり、また22の機関とは災害時における協定を締結しており、住民の生命や生活を守れるよう取り組みを進めるとともに、今後も関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、新しいごみ焼却施設のえんがるクリーンセンターを中心として、広域的なごみ処理事業を推進し、ごみの減量化を図り、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

3点目の未来につなぐまちづくりについては、子どもたちのために教育と文化、スポーツを支援するまちづくりを進めてまいります。

遠軽町の子どもたちの活躍は目を見張るものがあり、これはまさに子どもたちの頑張りはもちろんのこと、関係する皆様の努力のたまものです。

教育は、遠軽町を代表する一つの顔であると考えており、引き続き子どもたちを教育する現場の教員の資質をより一層向上させるための研修を推進してまいります。

また、遠軽高等学校の生徒の確保及び保護者の経済的負担を軽減するための交通費等の助成や教育文化活動の振興を図るための貸し切りバス利用助成の継続のほか、教材教具の整備など、教育環境をさらに整え、教育力の向上を図ってまいります。

さらに、4月から供用を開始しております、えんがる球技場を中心とした各種スポーツ大会や合宿の誘致を積極的に行い、交流人口の拡大とともに、各種教室の開催による子どもたちのレベルアップを図ってまいります。

4点目のみんなで創るまちづくりについては、情報を積極的に公開し、町民の皆様と意見交換をしながら、今後も町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めてまいります。

老朽化した福祉センターの建てかえとなる（仮称）えんがる町民センターの整備については、遠軽地域の中心部が大きく変わる事業でもありますので、町民の皆様の意見をお聞きし、将来に向かって多くの町民に愛され続ける施設となるよう、しっかりと進めてまいります。

また、遠軽IC道の駅の整備については、3月に遠軽瀬戸瀬ICが開通し、遠軽ICの開通を見据え、道内初となるスキー場ロッジとの複合施設を整備し、道央圏からオホーツクへの玄関口としての役割のほか、情報発信基地となるよう事業を進めてまいります。

5点目の自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくりについては、現在、国において防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定が進められておりますが、陸上自衛隊の定員と実員とは大きく乖離しており、特に北海道における充足率は大変低い状況にあることから、北の守りや災害発生時の対応を懸念しているところであります。

また、町の経済、教育、医療、地域活動を支えるとともに、災害出動など遠軽町のみならず近隣市町村にも欠かすことのできない遠軽駐屯地の存置活動は、今後も最重要課題の

一つとして町一体となり積極的に活動するとともに、さまざまな活動を支援してまいります。

以上、私の考えるまちづくりの一端を申し上げました。

これらの産業政策、福祉・医療政策、教育政策、自衛隊や財政に関する政策は、国などの政策とも互いに連携しており、複雑な方程式となって町の雇用、経済、人口にも影響してきます。また、町を守り、発展させるためのさまざまな政策、施策を実行するためには、財政基盤がしっかりととしていかなければなりません。

私は、しっかりとした財政運営のもと、これらの政策をバランスよく実行し、先人から引き継いだふるさと遠軽を守り発展させるため、覚悟を持ち、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

初めに、1964東京オリンピック遠軽町展示林についてであります、これまで検討会議を設置し、木製品としての活用について協議を重ねるとともに、展示林そのものの活用として緑のレガシーを継承していくために、種子採取体験会等を実施してきたところであります。

そのような取り組みの中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集しました「ビレッジプラザ事業協力者」に応募した結果、遠軽町の木材が活用されることに決定しました。

この取り組みは、製材加工した遠軽町の木材が選手村に仮設される交流施設ビレッジプラザの建築資材として使用され、大会終了後は解体された木材が再び返却され、大会レガシーとして地元で有効活用しようとするものであります。

この決定に伴い、11月24日に東京都内で行われた「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」の感謝状贈呈式に参加し、組織委員会の森喜朗会長から感謝状をいただきてまいりました。

次に、遠軽地区総合開発期成会の遠軽地区地域医療対策連携会議についてであります。産婦人科医の確保に向けて、これまでさまざまな要請や活動等を実施してきたところであります、11月19日に、ホテルサンシャインで自治医科大学の板東政司教授と元メジャーリーガーの斎藤隆さんを招き、「世界の野球から学ぶ地域医療の未来予想図」をテーマとした地域医療を考えるシンポジウムを開催しました。このシンポジウムを通して、みんなで育む地域医療に向けた大きな一歩になったものと考えているところであります。

また、29日には、湧別町長、佐呂間町長とともに週刊誌の取材を受け、その週刊誌には広告記事を掲載し、全国に地域医療の窮状と産婦人科医の募集の呼びかけをしてまいります。今後も、産婦人科医の3人体制の確保に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

次に、JR北海道の持続可能な交通体系のあり方についてであります、10月18日

に高橋知事が地域訪問として来町され、JR石北本線沿線関係者との意見交換会が開催されました。意見交換会には、北見市長初め、地元の経済団体、教育及び医療関係者などが参加し、地域の声を直接聞いていただくよい機会となりました。知事からは、「今後もJRに対し自助努力と情報開示を求め、国に対しても抜本的な支援を求めていきたい。全道のバランスに配慮しながら、北海道が主体になって取り組みます」との言葉をいただいたところであります。

また、11月13日と14日には、オホーツク圏活性化期成会として、石北本線の維持、存続の議論の参考にするため、道南のいさりび鉄道及び青森県の青い森鉄道を視察したほか、28日と29日には、上川、宗谷及びオホーツクの期成会の正副会長が、合同で国土交通省及び国会議員に対し鉄道の維持存続に向けた要望を行っております。

このほか、JRの利用促進と地域のPRを行うため、12月16日から来年2月までの土日を利用して、特急列車での車内販売を予定しているところであります。

町としましては、これまでオホーツク圏活性化期成会や沿線自治体と連携し要望活動等行っておりますが、今後も北海道など関係機関とも連携しながら、しっかりと対応してまいります。

次に、遠軽地区広域組合が平成25年度から整備を進めておりました新しいごみ焼却施設の「えんがるクリーンセンター」が12月に完成し、来年1月から本稼働となります。

この施設は、組合の構成町であります遠軽町、湧別町及び佐呂間町の可燃性ごみを処理する施設で、1日に32トンのごみを焼却できる施設であり、従来の可燃性ごみに加え、これまで埋め立て処理していた、資源とならないプラスチック製品やゴム、ビニール製品類なども焼却することができる施設であります。また、焼却で得られた熱エネルギーを回収し、施設内暖房、給湯やロードヒーティングの熱源に利用することで環境にも配慮した特徴ある施設であります。

これを機に、循環型社会の形成に向けて、さらに町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、適正な廃棄物処理を進めてまいります。

次に、防災についてでありますが、9月3日に遠軽町総合防災訓練を旧遠軽小学校で実施しました。

今回で4回目となるこの訓練では、情報伝達訓練を初め、避難所開設訓練、炊き出し訓練、土のう積み訓練、ドローンを使用しての倒壊家屋救出訓練等のほかに、多くの自治会が参加して避難訓練を実施するなど17機関、約1,300人が参加し、実戦的な訓練を実施することができました。今後も、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、9月10日開催されました「太陽の丘コスモスフェスタ」についてであります。日照不足の影響もあり、満開の状態でお客様を迎えることができませんでしたが、好天に恵まれ、町内外から約9,000人の来場があったところです。主催していただきました実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げま

す。

次に、11月19日に、大阪城ホールで開催されました「第30回全日本マーチングコンテスト」に、遠軽中学校吹奏楽部42人と遠軽高等学校吹奏楽部62人が出場しました。両校ともに実力を十二分に発揮した結果、いずれも銀賞を受賞し、全国に「吹奏楽のまち遠軽町」を印象づけるとともに、町民に大きな誇りを与えていただき、心から感謝申し上げますとともに、その努力をたたえたいと思います。

次に、要望関係についてであります、11月13日に陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として遠軽駐屯地及び第2師団に、15日には北部方面総監部に、また、17日には防衛省、国会議員及び関係機関に対し、駐屯地の存置及び部隊増強について要望を行ってまいりました。

さらに、24日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、安倍内閣総理大臣と面談し、国防に果たす北海道の役割や道民としての思いを伝え、また27日には自民党の二階幹事長とも面談をしたところであります。

また、30日には防衛省、国会議員及び関係機関に対し、北海道の自衛隊の体制強化並びに自衛隊と地域コミュニティとの連携について、要望を行ってまいりました。

次に、道路整備関係についてであります、11月16日に遠軽北見道路整備促進期成会として、30日には高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、関係省庁、国会議員及び関係機関に対し、地方の将来の発展、国土強靭化に必要な道路予算の確保について、要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要でありますので、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、北海道合併市町連携会議についてであります、11月20日と21日に総務省及び国会議員に対し、合併特例債及び合併推進債の発行期限の再延長について、要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号副町長の選任については、副町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正については、遠軽町清掃センターを廃

止するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正については、上武利地区専用水道施設の管理運営を図るため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するとともに、対象業種を拡大するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町企業振興促進条例の一部改正については、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第8号工事請負契約の締結については、平成29年度いこいの森整備工事（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第9号工事請負契約の変更契約の締結については、平成29年度生田原5号線中央橋長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第10号及び議案第11号指定管理者の指定については、白滝農林水産物直売・食材供給施設及び遠軽町総合体育館ほか19施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、財産収入、寄附金及び繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、町内循環線及び清里線の事業費確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、遠軽地域医療対策連携会議負担金、生田原医科診療所に係る診療所運営補助金、全国大会出場等に伴う学校行事負担金、合宿誘致及び国際スキー連盟公認スキー競技大会に係る社会体育振興補助金等を計上したところです。

議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費、国民健康保険事業報告システムクラウド環境構築業務委託料、平成28年度医療給付費等負担金の精算に伴う償還金を計上したところです。

議案第14号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料を計上したところです。

議案第15号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第16号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎日程第4 同意第1号

○議長（前田篤秀君）　日程第4　同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　同意第1号副町長の選任について御説明いたします。

次の方を副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、札幌市北区屯田四条5丁目9番5号。

氏名、厂原收氏。

生年月日、昭和38年2月13日であります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君）　私、この厂原さんについては全く人柄についてもわかつていなかつたのですが、一つだけお尋ねしたいのですが、町長が推薦する方ですから、遠軽町にとつてしっかりと働いてもらえる方だらうとは思うのですが、経歴、職歴を見ますと、ほとんど道庁におられた方で、結局、市町村を指導する立場にあったのですよね、ずっと。そういうことが長かったような気がするのです。

それで、遠軽町に赴任されて、今まで遠軽町の上部団体にいた方で、遠軽町が指導を受ける立場ですよね、市町村課というのは。多分そうだと思うのですが、道庁で。それで、そういう指導をする立場にいた方なので、遠軽町の職員の皆さんに、ざっくばらんに言えば、上から目線でといいますか、人柄の問題ですよ、そこがわからないので伺うのですが、そういうことでいろいろなことをズバズバとやるというようなことがあって、職員の皆さんのが萎縮するようなことがあってはマイナスになるかなという気もちょっとします。外部から来られるということでなかなか今までなかったのではないかなというふうに思うのですが、そういうことで、そういう心配が全くないというのであればそれで結構ですし、そういう心配をちょっとするのですが、その辺のところはどうなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君）　佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　結論から申し上げますと、そのような方ありましたら、私はこの議会に選任の議案は出しません。そこら辺は十分今までの経験等も踏まえて、勘案して、厂原氏にお願いをしているところであります。上から目線ということはありません

し、上から目線であろうがなかろうが、やはり我々もいろいろな経験を持って来られた方から違った目でいろいろな見方をしていただけることは、これはますます有意義なことだというふうに思っております。

なお、町外から来ておられるのは初めてではございません。今の教育長もそうでござりますし、別にそのようなことが弊害になるとは考えておりません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号副町長の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

---

午前10時36分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

---

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、森林公園いこいの森鉄道車両維持資金としまして100万円の御寄附をいただきました。東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様であります。

以上、1件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第4号遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第4号遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正につきまして御説明いたします。

遠軽町清掃センターを廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、別紙を省略し、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。次のページをお開き願います。

遠軽町廃棄物処理施設条例（本則関係）につきましては、第2条中、名称の欄中「遠軽町清掃センター」及び位置の欄中「遠軽町向遠軽297番地1外」を削るものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（附則関係）につきましては、遠軽町清掃センター廃止に伴う条例の一部改正であります。別表第1（第12条関係）中、取扱の区分の一般廃棄物の直接搬入ごみ及び産業廃棄物の直接搬入ごみの段中「遠軽町清掃センター及び」をそれぞれ削るものであります。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、第1項、施行期日としまして、この条例は平成30年1月1日から施行する。

第2項は、新旧対照表で御説明しました遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町廃棄物処理施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第5号遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） 議案第5号遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、上武利地区専用水道施設の管理運営を図るため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

第2条第2項、「飲料水供給施設の名称及び給水区域は、次のとおりとする。」

千代田及び社名淵の一部の区域を給水区域とする施設の名称を「社名淵地区飲料水供給施設」とし、丸瀬布上武利の一部を給水区域とする施設の名称を「上武利地区専用水道施設」とするものであります。

前のページの別紙にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

稻場議員。

○2番（稻場仁子君） 専用水道についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、専用水道、水道法で規定されているのですが、上武利地区の専用水道については、マウレの関連施設に供給するための施設であるということのお話はお聞きしておりますが、その中で一般住民にも若干供給しているという現状を考えたときに、専用水道という括りで問題はないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、大前提といたしまして、上武利地区の専用水道につきましては、マウレ山荘専用の水道という意味合いではまずございません。その上におきまして、実は昨年の4月に、

道の保健所から専用水道の届け出を行うように指導があったところでございます。それで、本年7月に、ホテルマウレ山荘含め町民世帯も含めて給水区域として北海道へ専用水道設置届を提出し受理されたということでございますので、特に問題はないということでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町飲料水供給施設設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第6号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 議案第6号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町商工業振興条例の一部改正につきましては、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するとともに、対象業種を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例。

遠軽町商工業振興条例（平成17年遠軽町条例第130号）の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容は、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

条例第2条、第3条の規定を抜粋した新旧対照表であります。

条例第2条は、定義について規定しておりますが、第4号中「事業所を設置」を「新たな施設を設置」に、「新たな事業所」を「新たな施設」に改め、同条に「（6）改修、性能、機能の水準を現状よりも向上させることをいう。（7）近代化、買い物客等の利便性の向上に資するため、店舗を新築、増築、改築、移転、新設、増設及び改修することをいう。」の2号を加えます。

条例第3条第1号中「小売業及び飲食サービス業等の」を「小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業のうち、規則で定める業種の事業所が」に、「平成30年3月31日」を「平成34年3月31日」に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） この条例なのですけれども、町の商工業者が新たな事業所をつくりたりした場合の助成だと思うのですけれども、印象としては、町としてはちょっと待ちの状態でやっているような気がするのです。もっと街に出ていって商工業者を訪ねて、こんな補助制度があるのだけれども、使ったらいいのではないかという形で、この条例に限らずもっと積極的に町の職員が町の中において営業活動をしてはいかがかなというふうに思うのです。せっかくいいものがあるのですから。そういうことが町の活性化にもつながって行くと思うのですけれども、担当含めて、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 今まで広報等で周知はしておりましたが、今後につきましては、担当含めて積極的にPRに努めていきたいと思いますので、御理解お願ひいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 私の所管の常任委員会の中では説明を受けていなかったので改めて聞きたいのですけれども、この施設というのは、例えば倉庫とか、一般的な建築物というふうに理解をしていいのかどうかというのをちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 一般的にいう、工場とかではなくて店舗、あくまでも店舗が対象になります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） わかりました。

それで、恐らくこうした要求や、あるいは要望等があった中での条例改正だと思うのですけれども、現時点できれいな実際に、例えば申し込みとかそういうものがあるのかどうか、そこら辺のところはどうですか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 平成29年はまだありませんけれども、平成28年にお

きましては3件、平成27年におきまして2件、平成26年におきましては4件の申請がありました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今回、町民センターの建設にかかわって移転される方もいらっしゃるのですけれども、そういうところも対象になるのですか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 対象業種によりますけれども、対象になる業種もございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山谷議員。

○8番（山谷敬二君） 私も同じところで質問いたします。

前回この条例ができたときに、多くの方が改装したり店舗を出したりしていいなと思ったのですが、前回のときには物販的なことが主体であったと思うのです。飲食もそうですけれども。それで、今回、改正されて大分、全部網羅できるのではないかというような感じを、新しくしたり、増築したりしたら、そんなふうに感じるのですが、逆にどういうのがだめなのかということだけ教えていただいたほうがわかりやすいかなと、町の方は結構これをを利用して町のために頑張ってみようなんていう方が多いので、よく質問されるので、逆にこういうのはできないのだよというのを教えていただいたほうがいいかなと思うのですが、参考で教えてもらえますか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） ちなみに、パチンコとか娯楽業が対象外になっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第7号遠軽町企業振興促進条例の一部改正について

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 議案第7号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町企業振興促進条例の一部改正につきましては、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

遠軽町企業振興促進条例（平成17年遠軽町条例第131号）の一部を次のとおり改正するものであります。

改正の内容は、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

条例第3条第1項第2号中「平成30年3月31日」を「平成34年3月31日」に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度いこいの森整備工事（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は2億2,950万円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行。構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、平成29年11月24日茶木建設株式会社ほか5社により指名競争入札を行い、渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体が2億2,950万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表37番に記載をしておりますので御参照願います。

渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上平成30年10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

P C B を含む塗膜等の処分量確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度生田原5号線中央橋長寿命化工事であります。

契約金額は、変更前1億9,904万4,000円、変更後2億2,458万6,000円であります。

契約の相手方は、三共後藤・佐藤特定建設工事共同企業体。代表者、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役後藤哲也。構成員、遠軽町大通北1丁目2番地、佐藤工業株式会社、代表取締役佐藤敏幸であります。

この工事につきましては、平成29年7月24日議会の議決をいただき、同日契約を締結し、7月25日から着工、平成30年3月20日の完成を予定しているところであります。P C B を含む塗膜等の処分量が確定したことから、契約金額1億9,904万4,000円を2,554万2,000円増の2億2,458万6,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで、暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第12 議案第2号から日程第20 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第13 議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、日程第14 議案第10号指定管理者の指定について、日程第15 議案第11号指定管理者の指定について、日程第16 議案第12号平成29度遠軽町一般会計補正予算（第6号）、日程第17 議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第14号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第19 議案第15号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第20 議案第16号平成29年度遠軽町下水道

事業会計補正予算（第1号）、以上議案9件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法に給与の根本基準が定められており、この規定に基づき国家公務員の給与改定状況等を踏まえ改定をしてきたところであります。

本年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑みまして、給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、2条の構成でありますて、第1条は平成29年度の勤勉手当支給割合と給料月額を改正するものであります。

第2条は、平成30年度以降の勤勉手当支給割合を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

平成29年度における勤勉手当支給割合についてであります、第26条第2項第1号は、再任用職員を除く一般職の勤勉手当支給割合に関する規定でありますて、「6ヶ月及び12ヶ月ともに100分の85」であった支給割合を、「6ヶ月をそのままに12ヶ月において100分の95」に改め、年間支給割合を「1.7月」から「1.8月」に引き上げるものであります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当支給割合の規定でありますて、同じく「100分の40」であった支給割合を、「6ヶ月をそのままに12ヶ月において100分の45」に改め、年間支給率を「0.8月」から「0.85月」に引き上げるものであります。

別表第1は一般職給料表でありますて、給料月額を平均0.2%引き上げるものであります。新規採用職員の初任給、また若年層について1,000円、そのほかは400円の引き上げを基本に改定するものであります。

改定は、平成29年4月にさかのぼって適用するものであります。

参考資料の5ページをお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）であります。

平成30年度以降の勤勉手当支給割合を改正するものであります、第26条第2項第1号の再任用職員以外の一般職の勤勉手当支給割合を「6ヶ月、12ヶ月同率の100分の90」に改めます。

第2号の再任用職員の勤勉手当支給割合を「6月期、12月期同率の100分の42.5」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項の施行期日は、公布の日からであります。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行することを規定しています。

第2項は、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用することを規定しています。

第3項は、給与の内払とみなすことを、第4項は規則への委任について規定しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例は4条の構成でありますて、第1条及び第2条は、議会議員の期末手当支給割合を改定する規定であり、1条は平成29年度の、2条は平成30年度以降の支給割合を改正するものであります。

第3条及び第4条は、町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改定する規定でありますて、3条は平成29年度の、4条は平成30年度以降の支給割合を改定するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料をお開き願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに改正内容期末手当支給割合などは同じでありますので、議会議員の例によりまして、参考資料の1ページで御説明をいたします。

上段の遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

平成29年度の期末手当支給割合を改定するものでありますて、12月期の支給割合「100分の222.5」を「100分の232.5」に改め、年間支給割合を「4.3月」から「4.4月」に引き上げるものであります。

下段の第2条関係でありますて、平成30年度以降の期末手当支給割合を改定するものでありますて、6月期の支給割合「100分の207.5」を「100分の212.5」に、12月期の支給割合「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項の施行期日は、公布の日からであります。

ます。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行することを規定しています。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は平成29年4月1日から適用することを規定しています。

第3項は、期末手当の内払とみなすことを規定しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第10号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、白滝農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、白滝農林水産物直売・食材供給施設であります。

指定管理者は、遠軽町白滝839番地、株式会社矢木組、代表取締役矢木優であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、施設の維持管理に関する業務、イ、施設の運営に関する業務、ウ、施設の使用許可に関する業務、エ、施設の使用許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は663万円で、平成30年度219万円、平成31年度221万円、平成32年度223万円であります。

選定に当たりましては、本施設の指定管理者の公募に申請のあった1法人について、1月8日指定管理者選定委員会を開催し、審査をしております。

選定結果につきましては、申請者から提出された申請書及び事業計画の内容について審査した結果、当該申請者は、これまでの指定管理の実績を生かしながら施設の適正な管理運営が可能であると判断したものであります。

また、当該申請者は、地域の各種活動に積極的に参加、支援をしており、地域との共存共栄も期待できることから、株式会社矢木組を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第11号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、社会体育施設20施設の指

定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町総合体育館、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館、遠軽町武道館、えんがる温水プール、遠軽コミュニティセンター、瀬戸瀬コミュニティセンター、えんがる高齢者スポーツセンター、遠軽町青少年会館、えんがる球場、えんがる東球場、えんがるソフトボール球場、えんがる湧別川球技場、えんがる多目的広場、えんがる湧別川多目的広場、えんがる球技場、えんがるテニスコート、えんがるパークゴルフ場、瀬戸瀬パークゴルフ場であります。

指定管理者は、遠軽町西町1丁目2番地、特定非営利活動法人遠軽町体育協会、会長佐渡淳道であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の維持管理に関する業務、イ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の運営に関する業務、ウ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に関する業務、エ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、体育及びレクリエーション活動の普及振興に関する業務、カ、その他、教育委員会が体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の管理上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は4億4,572万8,000円で、平成30年度1億4,688万円、平成31年度1億4,863万1,000円、平成32年度1億5,021万7,000円であります。

選定に当たりましては、10月31日指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査をしております。

選定結果の非公募とした理由でありますが、遠軽町体育協会は、日常的に社会体育施設を利用し、町民が利用しやすい施設づくりを目指すために必要な施設の状況を十分把握しております。

また、従前からスポーツの振興に積極的に取り組んでおり、社会体育施設の設置目的を最大限に生かすことができるものと考えております。さらに、非営利活動法人であることにおいても、教育施設である社会体育施設の管理運営を委任するにふさわしいこと及び現在までの指定管理者としての実績から、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町社会体育施設の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、遠軽町社会体育施設の安定的な

運営及び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、特定非営利活動法人遠軽町体育協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に、協定を締結することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を161億51万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に283万6,000円を追加、3項委託金に35万7,000円を追加し、総額を11億6,989万円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に5万1,000円を追加し、総額を6億5,992万8,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、2項財産売払収入に718万8,000円を追加し、総額を4,337万5,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に128万2,000円を追加し、総額を1,581万7,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1,973万8,000円減額し、総額を6億1,418万円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に269万7,000円を追加し、総額を1億9,870万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計161億584万5,000円から532万7,000円を減額し、総額を161億51万8,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費を428万8,000円減額し、総額を8,299万3,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に940万6,000円を追加し、総額を

30億7,186万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を2,140万8,000円減額、2項児童福祉費に15万4,000円を追加し、総額を29億5,042万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に303万9,000円を追加し、総額を21億4,011万9,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に87万9,000円を追加し、総額を24億3,854万5,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に461万円を追加、5項社会教育費に8万1,000円を追加、6項保健体育費に220万円を追加し、総額を12億3,266万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計161億584万5,000円から532万7,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の161億51万8,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為につきましては、指定管理者の指定により、白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理料、期間、平成29年度から平成32年度、限度額663万円。社会体育施設指定管理料、期間、平成29年度から平成32年度、限度額4億4,572万8,000円を追加するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、議員報酬及び期末手当等428万8,000円の減額につきましては、議員定数の減少及び期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、特別職人件費1,105万8,000円の減額につきましては、副町長の欠員及び期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。職員人件費1,393万6,000円につきましては、給与改定、人事異動に伴う会計間の異動等により予算を補正するものです。総務一般経費40万円につきましては、JR石北本線の維持存続等に係る出張の増加により旅費に不足が見込まれるため、普通旅費を計上するものです。

5目財産管理費、テレビ視聴環境整備事業78万9,000円につきましては、昨年の台風による武利川災害復旧工事に伴う北海道電力の電柱の移設に際し、テレビ共同受信用のケーブルの移設が必要となることから、武利テレビ共同受信施設整備事業補助金を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費35万円につきましては、JR石北本線の維持存続、町民センター関連等の出張の増加により旅費に不足が見込まれるため、普通旅費を計上するものです。

8目交通対策費、バス路線事業140万3,000円につきましては、町内循環線及び清里線の事業費の確定により地域公共交通確保維持改善事業補助金を計上するものです。町営バス運行事業55万円につきましては、車両の突発的な故障により修理費用に不足が見込まれるため、修繕料を計上するものです。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業175万4,000円につきましては、マイナンバーカードの記載事項の追加に係る社会保障・税番号制度システム整備業務委託料を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業128万2,000円につきましては、指定寄附金4件、38万円、ふるさと納税寄附金113件、90万2,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業38万7,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を減額するものです。後期高齢者医療事業2,463万6,000円の減額につきましては、平成28年度市町村療養給付費負担金の確定により後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものです。介護保険事業187万5,000円につきましては、介護保険特別会計予算の補正に伴い介護保険特別会計繰出金を計上するものです。国民年金事業35万7,000円につきましては、国民年金業務の様式の統一化に係る国民年金システム改修業務委託料を計上するものです。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業138万3,000円につきましては、障害者総合支援法の改正等に係る障害者福祉システム改修業務委託料を計上するものです。2項児童福祉費1目児童福祉総務費、養育支援訪問事業15万4,000円につきましては、子育てに支援が必要な家庭に対する養育支援訪問事業を実施するため、養育支援ホームヘルパー派遣業務委託料を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費77万4,000円につきましては、職員の育児休業に伴い嘱託職員を任用するため、嘱託職員報酬60万2,000円、報酬職分社会保険料9万8,000円、費用弁償7万4,000円を計上するものです。訪問看護ステーション事業13万9,000円につきましては、遠軽地域訪問看護ステーションにじの利用実績により、遠軽地域訪問看護ステーション事業負担金を計上するものです。地域医療対策事業148万5,000円につきましては、9月に着任した遠軽厚生病院産婦人科医師等に係る遠軽地域医療対策連携会議負担金を計上するものです。

4目環境衛生費、上水道事業の推進8万2,000円につきましては、水道事業会計予算の補正に伴い水道事業会計繰出金を計上するものです。

5目診療所費、医科診療所運営事業55万9,000円につきましては、生田原診療所の平成28年度下期及び平成29年度上期の収支の確定により、診療所運営費補助金を計上するものです。

7 款商工費 1 項商工費 4 目観光費につきましては、財源の振りかえです。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 3 目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業 8 7 万 9,000 円につきましては、旭川紋別自動車道の整備に伴う補償工事の設計変更に係る旭川紋別自動車道遠軽 I C 補償工事負担金を計上するものです。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費、教育振興一般経費 4 6 1 万円につきましては、中体連等の全国大会出場等に係る学校行事負担金を計上するものです。

5 項社会教育費 2 目図書館費、図書館図書室管理運営事業 2 8 万 3,000 円の減額につきましては、嘱託職員の退職に伴い嘱託職員報酬 1 1 8 万 3,000 円を減額、報酬職分社会保険料 1 3 万円を減額、日々雇用職員賃金 1 0 3 万円を追加するものです。

3 目公民館費、地域公民館管理運営事業 1 0 万円につきましては、社名淵地域公民館の灯油代に不足が見込まれるため、燃料費を計上するものです。

4 目社会教育施設費、基幹集落センター管理運営事業 2 6 万 4,000 円につきましては、電気料及び上下水道料に不足が見込まれるため、光熱水費を計上するものです。

6 項保健体育費 1 目保健体育総務費、保健体育一般経費 2 2 0 万円につきましては、合宿誘致及び各種大会に係る補助金に不足が見込まれるため社会体育振興補助金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7 ページをお開き願います。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 2 0 9 万 4,000 円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加です。

2 目民生費国庫補助金 7 4 万 2,000 円につきましては、障害者総合支援事業費補助金及び養育支援訪問事業補助金の追加です。

3 項委託金 2 目民生費委託金 3 5 万 7,000 円につきましては、国民年金事務委託金の追加です。

1 5 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 5 万 1,000 円につきましては、養育支援訪問事業補助金の追加です。

1 6 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 7 0 5 万円につきましては、遠軽町豊里 2 6 9 番地、2 6 9 平方メートルの町有地の売り払いによるものです。

3 目自動車売払収入 1 3 万 8,000 円につきましては、公用車 1 台の売り払いによるものです。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 3 8 万円につきましては、社会福祉振興資金として 2 件、2 5 万円、いこいの森災害復旧資金として 1 件、3 万円、教育振興資金として 1 件、1 0 万円の指定寄附をいただいたものです。

3 目ふるさと納税寄附金 9 0 万 2,000 円につきましては、1 1 3 件のふるさと納税をいただいたものです。

1 8 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金につきましては、1,973 万 8,

000円の減額です。

20款諸収入5項雑入6目雑入269万7,000円につきましては、太陽の丘コスモスフェスタほか3事業に係るいきいきふるさと推進事業助成金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億996万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に35万円を追加し、総額を4億8,964万6,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に35万円を追加し、総額を1億4,903万3,000円とするものです。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を38万7,000円減額し、総額を3億4,236万4,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に1,279万8,000円を追加し、総額を1,283万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計26億9,684万9,000円に1,311万1,000円を追加し、総額を27億996万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に31万3,000円を追加し、総額を4,454万6,000円とするものです。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に1,279万8,000円を追加し、総額を1,492万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計26億9,684万9,000円に1,311万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の27億996万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費38万7,000円は、給与改定職員の人事異動により減額するものです。一般管理費70万円は、新国保制度移行に係

る事業報告システムクラウド環境構築業務委託料の追加です。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金、償還金1,279万8,000円は、前年度療養給付費負担金の確定に伴う精算分返還金の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金35万円は、新国保制度に係る特別調整交付金の追加です。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金35万円は、新国保制度に係る北海道特別調整交付金の追加です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金38万7,000円は、その他一般会計繰入金の減額です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金1,279万8,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第14号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,965万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に131万円を追加し、総額を4億7,683万9,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に187万5,000円を追加し、総額を3億1,548万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計18億5,647万円に318万5,000円を追加し、総額を18億5,965万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に318万5,000円を追加し、総額を4,580万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計18億5,647万円に318万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の18億5,965万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費80万1,000円は、人事異動及び給与改定による減額であります。一般管理費398万6,000円につきましては、介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目介護保険事業補助金131万円につきましては、介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金、職員給与費等一般会計繰入金80万1,000円の減額につきましては、人事異動及び給与改定に伴う減額であります。事務費一般会計繰入金267万6,000円の追加は、介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務に対する追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第15号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成29年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を8万2,000円増額し、総額を5億4,039万円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用を61万8,000円増額し、総額を5億1,727万2,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費7,436万1,000円を7,495万9,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金8万2,000円の増額は、給与改定に伴う一般会計繰入金の追加によるものであります。

次のページをお開き願います。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から

7節法定福利費引当金繰入額まで、合計22万5,000円の増額、2目配水及び給水費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計23万2,000円の増額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計16万1,000円の増額は、給料改定に伴う人件費の追加及び執行精査によるものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、平成29年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を227万8,000円減額し、総額を10億128万円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費5,925万4,000円を5,697万6,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用1目管渠費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計20万2,000円の増額、2目処理場費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計268万7,000円の減額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計20万7,000円の増額は、給料改定に伴う人件費の追加及び執行精査によるものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午後 0時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました議案9件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

稻場議員。

○2番（稻場仁子君） この施設、公募したと思うのですけれども、指定管理者に応募された方は外にはいらっしゃらなかつたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

公募した結果、株式会社矢木組1件でございました。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稻場仁子君） ことしの利用者数を見ますと、若干ふえているということで、ちょっと安堵しているところなのですけれども、今後、ロックバレー道の駅が開設といいますか、道の駅始まったときに、以前お尋ねしたときには、この施設についても道の駅としてこれからも維持していくというお答えはいただいていたのですけれども、遠軽の道の駅とお客様の奪い合いになりかねないと。そういう部分では、共存していくためにすみ分けというか、やはり白滝は白滝の道の駅の特色をきちんと打ち出していかなければいけないのでないかと考えているところなのですけれども、やはりこれから町として、今現在そういういろいろな方策を考えているのか、これから検討する考えがあるのか、お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 加藤白滝総合支所産業課長。

○白滝総合支所産業課長（加藤雅史君） お答えします。

道の駅に関しましては、遠軽の道の駅、これからオープンされるということで、遠軽町には三つの道の駅が点在するという形になります。当然、遠軽の道の駅、高規格道路の終点ということになりますし、お客様の奪い合いにもなるという可能性は考えられます。当然、丸瀬布も含めた中で厳しい状況にはなるかなと考えてございます。その中で、商工会、観光協会とも協議をした中で白滝の道の駅、また丸瀬布の道の駅も含めた中で今後どういう状態がいいのかということを協議しながら、3年後によりよい道の駅にしていきたいと考えてございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、9ページから10ページ

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 2款総務費、11ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、13ページから16ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、17ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、19ページから20ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、21ページから22ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、23ページから28ページ。

11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 27ページから28ページにかけた保健体育一般経費の社会体育振興補助金の関係について、ちょっとお伺いします。

先ほどの説明の中では、合宿とそれから各種大会ということの説明があったのですけれども、町長の提出案件要旨の中には国際スキー連盟公認スキー競技大会に係る社会体育振興補助金を計上したというふうに言われていますけれども、国際スキー大会の補助というのはどれぐらいこの中に入っていますか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） 御質問にお答えいたします。

社会体育振興補助金につきまして220万円の追加補正でございますが、そのうち国際スキー連盟公認のファーアイーストカップ組織委員会への補助金として200万円、ほか20万円は合宿誘致への補助金という形になってございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） そうすると、具体的な、例えば広告費に幾らかかるかということのようなところまでは、今の段階ではわからないということでおろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） お答えいたします。

ファーアイーストカップ大会につきましては、実行の組織であります大会組織運営委員会のほうへの補助金で運営をしております。今回、提案させていただきました補正予算と当初予算とを合わせまして300万円の補助金を交付する見込みでございます。

大会組織委員会のほうでは、この大会の運営に当たっての予算立てをしておりまして、特別協賛金を含めて700万円相当の予算組みをしております。現在、予算のほうは仮の予算であります、宣伝費等60万円程度、今年度から見込んでおります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 最後の質問になりますけれども、ことしの3月、ちょうど議会の開会中であったということもあって、実際、私、見に行っていないのですけれども、そこに行かれた方から、はっきり言って、せっかくそういう大会が行われるのだから、もう少し大々的に宣伝を行うべきではないかと、こういうような御指摘などもいただきました。例えばロックバレーの入り口のところにそうした看板も何も立っていないかったと、ちょっと見ていないからわからないのですけれども、そんなような意見や、あるいは関係団体などとも十分相談をしながら、例えば金融機関だとか、それからバス会社とか、そういったところに歓迎とかという、例えば大きな垂れ幕を出されるとかいうことをしながら、本当に道の駅の関係もあるのでしょうかから、そういう宣伝というのをもっともっと大々的にやるべきではないかと、こういうふうに言われたのですけれども、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） 本年3月、初めての国際大会として、この大会を実施したところでございます。

大会の運営につきまして、初めての国際大会ということもあります、ノウハウのない中で競技の運営、また特に海外チームの受け入れ、それから対応というところに追われまして、今御指摘のように、PR、宣伝等の活動が後手に回ってしまったというのが反省点でございます。

そのようなこともあります、今大会3月4日からの大会になりますが、実行組織であります大会組織委員会の中に今年度から観光協会に加盟をしていただきまして、宣伝力を強化していきたいと考えております。また、今回の補正で追加で提案させていただいている金額の中で、先ほどお話しをしました宣伝費を予算として組んでいるところでございます。

また、今御指摘をいただきました宣伝方法も含めて組織委員会の中で検討していくと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、7ページから8ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 16款財産収入、7ページから8ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、7ページから8ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、7ページから8ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、7ページから8ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、債務負担行為補正、3ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 10款諸支出金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、6ページから7ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 9款繰入金、6ページから7ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、議案9件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案9件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第21 請願第1号

○議長（前田篤秀君）　日程第21　請願第1号「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書を議題とします。

局長をして請願書を朗読させます。

○議会事務局長（安江陽一郎君）　請願文書表。

請願第1号。

受理年月日、平成29年12月6日。

件名、「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書。

敬称は省略をさせていただきます。

請願者は、「町民にわかる議会運営」を求める町民有志の会。共同代表、遠軽町東町2丁目1-68、小竹肇。遠軽町南町3丁目4-443、馬場隆雄。遠軽町東町3丁目3-19、福井信夫。

紹介議員は、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨などにつきましては、写しを配付しておりますので、省略をさせていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君）　紹介議員の方で、補足説明があれば賜りたいと思います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君）　この書面にあるように、請願の理由の中にあるように、これまでも議運等で必要性があるということで意見が出されておりました。議会として、情報を共有することは非常に大事なことなので、実現に向けて慎重な審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君）　お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

---

### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 1 時 16 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長 田 篤秀

署名議員

高橋 義認

署名議員

前島 英樹